

指定廃棄物処理促進市町村長会議におけるご意見

1. 会議の開催状況

第 4 回指定廃棄物処分等有識者会議（平成 25 年 5 月 21 日）の開催以降、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県の 5 県において指定廃棄物処理促進市町村長会議(以下、「市町村長会議」という。)を以下のとおり開催した。

(1) 宮城県(第 3 回)

日時：5 月 29 日(水) 10:00～12:00

出席者

宮城県：村井知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：35 市町村長のうち 35 名が出席（12 名は、代理出席）

(2) 栃木県(第 2 回)

日時：5 月 27 日(月) 14:00～15:15

出席者

栃木県：福田知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：26 市町村長のうち 26 名が出席

(3) 千葉県(第 2 回)

日時：6 月 3 日(月) 14:00～15:40

出席者

千葉県：森田知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：54 市町村長のうち 54 名が出席（25 名は、代理出席）

(4) 茨城県(第 2 回)

日時：6 月 27 日(木) 14:00～16:00

出席者

茨城県：橋本知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：44 市町村長のうち 44 名が出席（21 名は、代理出席）

(5) 群馬県(第 2 回)

日時：7 月 1 日(月) 14:00～15:40

出席者

群馬県：大澤知事 他

環境省：井上副大臣、秋野政務官 他

市町村：35 市町村長のうち 35 名が出席（10 名は、代理出席）

2. 指定廃棄物処理促進市町村長会議での主な意見の概要 (各県毎の会議結果概要は、別紙1参照)

(1) 基本的事項

- 国が責任をもって福島県の土地を買い上げ、そこに集約して処分するのがよい。(宮城県、栃木県)
- 基本方針について、国と福島県の住民の間でどのような話し合いがあったかについて、順序立ててわかりやすく経緯の説明をしてほしい。(栃木県)
- 当県は、県内に1ヵ所最終処分場を設置する方向で進めたい。(宮城県)
- 1箇所での集約処分となると候補地に選定された市町村の負担が大きすぎるので、県内に最終処分場を複数箇所造って分散処分する方がよいのではないか。(千葉県)
- 今の保管状況で地元周辺に影響があるという話はあまり伝わってこない。それほど大きな問題になっていないのであれば、処分場を設置しなくても現状の保管をさらに強化することで対応できないか。(茨城県)

(2) 施設の安全性について

- 廃棄物に含まれている放射性物質はどれくらいの年月で減衰するのか。また、構造物の耐用年数はどの程度か。ベントナイトは実際には軟弱なものであり、すぐに破れてしまうのではないか。仮に放射性物質が漏れた場合はどうなるのか。(千葉県)
- 市町村長だけの会議ではなく、国民全体に対してこのような施設が安全上問題が無いということを説明していただきたい。(茨城県、群馬県)

(3) 選定手順・評価項目・評価基準について

- 国有地を基本としているが、本当に安全な施設であれば国有地以外も候補地になるのではないか。(群馬県)
- 原発事故の影響で農業や畜産も被害を受けている地域、風評被害を受けている地域、放射線量が高い地域等、すでに被害を受けている地域についてはさらなる被害を防止する観点から対象より除外すべき。(栃木県、群馬県)
- 観光に関する評価指標について入込客の50万人と言う数字には無理がある。観光客が1ヵ所に集まるわけでもないのに、数百メートルで地域を区切るのは困難。数字にはあまりこだわらないようにしてほしい。(宮城県)
- 原子力関連事業者の土地なども候補地として検討してほしい。既存の施設なら保管の技術レベルも高く、モニタリングなどの体制が整備できているのではないか。(茨城県)
- 安心等に関する評価項目としては水源に関する項目を最も重視してほしい。(千葉県、宮城県)
- 安心の評価で、加点の前に各評価項目に重み付けするのは問題があるのではないか。(宮城県)
- 水源の条例は各市町村でも苦労して作ったと思うので、考慮するよう検討していただきたい。(宮城県)

- 安心等に関する評価項目として、保管量を点数化すべきでない。(宮城県)
- 選定過程や提示方法について非公開での審議にすると、候補地となった市町村の理解が得られないのではないか。(宮城県)
- 選定過程や評価過程において、名前のがる地域の気持ちをよく考えて国において検討いただきたい。(千葉県)

(4) 地域振興策、風評被害対策等について

- 最終処分場を引き受けるにあたって条件、支援策等がないと地元の理解が得られないのではないか。(茨城県)

(5) 今後の会議の進め方等

- 有識者会議の議事録など含め、会議資料を事前に配付してほしい(宮城県)
- 市町村会議での資料の確認において、市町村長から特段の意見が出なかった場合に了承したと整理するのは少し強引ではないか。(千葉県)

(6) その他の意見

- 8,000Bq/kg以下でも処理に理解が得られない中で、いくら安全といわれても、候補地となった場合には受入を認められない。(栃木県)
- フレキシブルコンテナでの保管は2～3年の寿命と聞いているので管理の見直し等も必要であり、安全な管理のための国の指導、民間による適正な保管も含め、経済的な支援対策について説明が必要。(栃木県、茨城県)
- 指定廃棄物の発生量、発生源などに「発生」という用語を使用していることについては、各地域で指定廃棄物を発生させたのではなく、汚染されたものがたまたま集約されているだけであり、表現を工夫してほしい。(千葉県)
- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物について、民間処分場が4,000Bq/kg等の自主基準値を設定して廃棄物の搬入制限をして困っており、対応を考えてほしい。(千葉県、茨城県)
- 最終的に候補地を決める際に、市町村の同意は必要である。(茨城県)
- 選定のプロセスは丁寧だと思うが、いざ自分の自治体が指定された場合を想定すると正直なところ受入は難しいのではないか。市町村の同意が無くても、国が責任を持って候補地を選定し、進めるべき。(茨城県)
- 有識者会議について、農業、地方行政の専門家や被災者の住民の代表に委員に加えるべきではないか。(群馬県)

3. 市町村長会議開催後に提出された市町村長の主な意見の概要について

市町村長会議開催後に、宮城県、栃木県、千葉県及び茨城県が県内の市町村長からの意見を集め、環境省に提出されたものの要約を、別紙2から別紙5までに示す。今後、市町村長から更なる追加的な意見が提出された場合には、それについては、次回以降の会議でお示しする。

各県の指定廃棄物促進市町村長会議結果の概要

(1) 宮城県市町村長会議(第 3 回)での意見の概要

1. 基本的事項

- 栃木県の会議で、福島県で指定廃棄物を処分すべきとの議論があったように、国が責任をもって土地を買い上げ、そこに集約して処分するのがよい。
- 放射性物質を含む廃棄物の仮置き場の確保でさえも困っている状況で、最終処分場の設置にはとても理解が得られない。福島県で処理すべき。(2 市町村)
- この会議において、宮城県で 1 ヲ所最終処分場を設置することで合意しているので、そのように進めたい。(県)

2. 施設の安全性について

- 施設の管理について、国が責任を持つという記載がない。

3. 選定手順・評価項目・評価基準について

- 「安全・地域特性等の観点から候補地となり得るエリアを抽出」とあるが、このエリアはどの程度の区域を指すのか。(県)
- 市町村が策定した条例は、選定において考慮しないという理解か。
- 選定手順について、詳細調査の段階で非公開とするのは無理がある。複数個所を出した時点で市町村長会議に出すのか。安全に関わる絞り込み以降、どのように進めるか検討が必要ではないか。(県)
- 産廃施設の建設に対する住民の反対運動があり、このような地域で、指定廃棄物の最終処分場の設置について住民の理解を得ることは困難。
- 安心の評価指標がなぜ資料で示された 4 つなのか。
- 安心の評価で、加点の前に各評価項目に重みづけするのは問題があるのではないか。
- 水道普及率が低く、沢水を水源として利用しており、遮断型の施設をつくると言っても住民の理解が得られない。
- 水源との近接状況の評価指標となる取水口との距離について、ダム扱いをどう考えればよいのか。
- 水源の条例は各市町村でも苦労して作ったと思うので、考慮するよう検討していただきたい。(県)
- 宮城県の浄水発生土はどこから発生しているのか。
- 我々は稲わらを多く保管している被害者。安心の評価項目の一つとして指定廃棄物の発生量を点数化するのは間違い。
- 観光に関する評価指標として入込客数の 50 万人と言う数字には無理がある。観光客が 1 ヲ所に集まるわけでもないのに、数百メートルで地域を区切るのは困難。数字にはあまりこだわらないようにしてほしい。(県)
- 観光に関する評価について、メインとなる施設が点在しているが、どのように地域設定するのか。また、それらの絞り込みは環境省が行うのか。
- 選定作業を進めるにあたり、図面でわからない現場の状況を誰が調査するのか。その場合、市町村の意見を聞かないと難しいと思う。
- 住民の理解が得られないからという理由で反対するのは我慢していただきたい。(県)

4．地域振興策、風評被害対策等について

- 風評被害への対応として、水源からの距離について説明すればよいということか。

5．今後の会議の進め方について

- これで選定方法の最終決定ではなく、有識者会議に諮っていただき、議論の結果をとりまとめていただく。（県）
- 有識者会議の議事録など含め、会議資料を事前に配付してほしい。

6．その他

（特になし）

(2) 栃木県市町村長会議(第2回)での意見の概要

1. 基本的事項

- 福島第一原発周辺の方は何年経てば戻れるのか。地元の想いはそれだけではないのではないかと。何十年も戻れないのであれば国が買い上げて新しい生活のスタートを支援することが本来の姿ではないか。
- 最終処分場を設置するとなれば、地元の理解を得られず、受け入れるところはないと思われる。8,000Bq/kg以下でも処理の理解が得られない中で、いくら安全といわれても、候補地となった場合には受入を認められない。
- 福島県では、被災した地元住民が元の場所に戻れない、戻りたくないという実態がある。あくまで栃木県内で処理せよということであれば、候補地になった地域住民は決して納得しない。このままでは無用の口論が続く。
- 栃木県は入口論で市町村長に合意されていないと理解している。このままでは解決の方法が見出せない可能性がある。
- いくら条件を示しても、安心安全、地域の実情を配慮したとしても首長に課せられる責任は大きくなるため、簡単に受け入れられないとの認識。各県での処理が可能かについて、最初に議論すべき。このままでは前に進めない。
- 基本方針を国がしっかり説明できるのか。この閣議決定に至った理由をどのように説明できるのか。資料の数行の中であとは理解、協力を求めるということでは、住民に理解をしてもらうのは困難。
- 国と福島県の住民の間でどのような話し合いがあったかについて、順序立ててわかりやすく経緯の説明をしてほしい。責任はしっかり果たしていきたいという気はあるが、双葉郡のどの方と話せばいいのか、国はそれも含めてきちんと説明いただければ、そもそも論に戻る。
- 総理が各県に一つずつ最終処分場を設置すると答弁しているのであれば、そこに至った経緯があるはず。どのような経緯、やりとりの結果その答弁に至ったのかについて順序立てて丁寧な説明がないと考え直すべきという意見が出続ける。
- 県としては、県内処理の基本方針を支持する。(県)

2. 施設の安全性について

(特になし)

3. 選定手順・評価項目・評価基準について

- 指定廃棄物の保管量の評価について受益地域に割り戻すという考えもあるというが、農業系の廃棄物8,900トンはどこにも割り戻せず、今回の候補地として浮上してしまう。また、すでに風評被害を被っている中で、さらに候補地に選定されることは傷口に塩をぬられるようなものであり、到底町民の合意は得られない。

4．風評被害・地域振興策
（特になし）

5．今後の進め方
（特になし）

6．その他

- フレキシブルコンテナでの保管は2～3年の寿命と聞いているので管理の見直し等も必要。安全な管理のための国の指導、民間による適正な保管も含め、経済的な支援について早急な説明が必要。
- 国のリーダーシップがなかったのは、原子力政策を国が進め、安全、安心で誘致し、支援したが、原発に係る問題が起こったこと。事故があった場合の処理の方法が決まっていなかったために、金、時間がかかり、却って先の見えない状況。
- 難しい議論だが、慎重に合意形成を図りたい。仮置き場から廃棄物が溢れるような実態もあり、早急に対策が必要であるため、国の責任の中で暫定的な指定廃棄物の保管施設を確保するような考え方はあるか。

(3) 千葉県市町村長会議 (第 2 回) での意見の概要

1 . 基本的事項

- 県内処理の方針について、資料以外に補足される合理性、妥当性について説明して欲しい。
- 発生源は、福島第一原発であり、国であるという原点にもう一度返って国が責任を持ってほしい。
- 1 箇所での集約処分となると候補地に選定された市町村の負担が大きすぎるので、県内に複数箇所作って分散処分の方がよいのではないか。(2 市町村)
- 1 箇所に選定する場合、候補地となった市町村の首長は政治生命を絶たれるに等しい。
- 前回会議で「千葉県の地理的・地形的な特性を踏まえた配慮事項について、県としても検討していく」と申し上げた。県における配慮事項の検討にあたっては、国の評価項目等や市町村長の意見を踏まえながら進めていきたい。(県)

2 . 施設の安全性

- 廃棄物に含まれている放射性物質はどれくらいの年月で減衰するのか。また、構造物の耐用年数はどの程度か。ベントナイトは実際には軟弱なものであり、すぐに破れてしまうのではないか。仮に放射性物質が漏れた場合はどうなるのか。

3 . 選定手順・評価基準・評価方法

- 選定過程、評価過程が、ブラックボックスになると説明がしづらい。選定過程、評価過程において、名前のあがる地域の気持ちをよく考えて、国において検討いただきたい。(県)
- 水道水源の取水口からどれくらいの離隔距離をとれば安全か。
- 指定廃棄物の保管状況に関する評価について、割戻しとはどのように行うのか。
- 取水源に近いところには、絶対に造らないでほしい。

4 . 風評被害・地域振興対策

(特になし)

5 . 今後の進め方

- 次回以降の会議では、事前に会議資料をいただき、何を合意して欲しいのかを事前にお知らせいただきたい。
- 市町村会議での資料の確認において、市町村長から特段の意見が出なかった場合に了承したと整理するのは少し強引ではないか。

6 . その他

- 指定廃棄物の発生量、発生源などに「発生」という用語を使用していることについては、県内の各地域で指定廃棄物を発生させたのではなく、汚染されたものがたまたま集約されているだけであり、こういう考え方の中で対応して欲しい。(県、3市町村)
- 県内の民間処分場が4,000ベクレル/kg等の自主基準値を設定して廃棄物の搬入制限をしている理由の1つとして、放射能濃度の測定に誤差があることが上げられる。今後の対応については環境省に具体的な相談をさせてほしい。(県)

(4) 茨城県市町村長会議 (第 2 回) での意見の概要

1 . 基本的事項

- 指定廃棄物の保管量が少ない場合には、処分場を設置しなくても現状の保管をさらに強化することで対応できないか。
- 県内の量からすれば、最終処分場は 1 箇所のほうがいいのではないか。
- 茨城県内の指定廃棄物は、10 年後に現在の量の 10 分の 1 になるという減衰データがあり、現在の保管で良いのであれば、集約しなくても良いとの考え方もある。

2 . 施設の安全性について

(特になし。)

3 . 選定手順・評価項目・評価基準について

- 原子力関連事業者の土地なども候補地として検討してほしい。既存の施設なら保管の技術レベルも高く、モニタリングなどの体制が整備できているのではないか。

4 . 地域復興策・風評被害対策について

- 風評被害への認識が甘いのではないか。
- 引き受けるにあたって条件、支援策等がないと地元の理解が得られないのではないか。

5 . 今後の進め方について

(特になし。)

6 . その他の意見

- 最終的に候補地を決める際に、市町村の同意は必要である。(2 市町村)
- 今の保管状況で地元周辺に影響があるという話はあまり伝わってこない。それほど大きな問題になっていないのであれば、現状の保管のままでいいのではないか。
- プロセスは丁寧だと思うが、いざ自分の自治体が指定された場合を想定すると正直なところ受入は難しいと思う。
- 候補地として選定された市町村の同意が無くても、国が責任を持ってやるということであれば市町村の同意はいらぬのではないか。
- 8,000 Bq/kg 以下の灰の処理について、受け入れ側は、4,000 Bq/kg を基準としているところもある。どのように解釈すればいいのか。
- 指定廃棄物の保管が限界なので、早急に国の責任で選定してほしい。
- 住民の放射能アレルギーをなくしないと最終処分場設置は進展できない。
- 指定廃棄物の保管から時間が経ち、保管容器が傷んでいる。短期間で最終処分場の場所が決まらないのであれば、容器を補強するとか、土に埋めるとか考える必要がある。
- いつまでに最終処分場を造るかが重要。期限はいつまでなのか。
- 実際に 44 市町村で本当に受け入れられるところはあるのか、確認するべき。市町村

内で、保管場所を整備するなどには必要はないか。科学の進歩を待てば放射能濃度は低減する手法が出てくるのではないか。

- 最終処分場では、8,000 Bq/kgを下回ったらそこから出すのか。それとも一旦最終処分すれば永久保管するのか。
- 仮置きをしている自治体の住民に対し、国が仮置の安全性を専門的な知識を持って説明していただきたい。

(5) 群馬県市町村長会議 (第 2 回) での意見の概要

1 . 基本的事項

(特になし。)

2 . 施設の安全性について

- 市町村長だけの会議ではなく、国民全体に対してこのような施設が安全上問題が無いということを説明していただきたい。

3 . 選定手順・評価項目・評価基準について

- 国有地を基本としており、人がいないところを選定するという印象を受けるが、本当に安全な施設であれば国有地以外も候補地になるのではないか。
- 原発事故の影響で農業や畜産も被害を受けている地域、風評被害を受けている地域、放射線量が高い地域等、すでに被害を受けている地域についてはさらなる被害を防止する観点から対象より除外すべき。(2 市町村)
- 指定廃棄物の保管量については評価基準から切り離して考えていただきたい。(2 市町村)
- 農業や畜産の被害に十分配慮しないと施設を造ることへの住民理解を得るのは大変困難である。

4 . 地域復興策・風評被害対策について

(特になし。)

5 . 今後の進め方について

- 選定手順については、市町村長会議では利害関係があり、発言しにくいいため、市長会、町村長会で独自に意見交換し、市町村長として意見を取りまとめた上で、国に提示したい。(県、1 市町村)

6 . その他の意見

- 有識者会議について農業、地方行政の専門家や被災者の住民の代表に委員に入ってもらうべきではないか。
- 国が住民の健康及び環境の担保、並びに風評被害について責任をもつ意思表明を文書で頂きたい。
- 除染区域は、除染もできていないのに、施設を受け入れることは相当無理があるということをご理解いただきたい。

宮城県市町村からの追加意見の概要

5月29日に開催された宮城県第3回市町村長会議を受けて、宮城県が全市町村長に対して、1.候補地の選定手順等、2.各市町村からの意見とその対応の方向性、3.その他の意見について調査を行い、7月11日時点で提出された意見を環境省において集約したもの。今後、追加的に市町村から提出される意見があれば、次回以降の会議でお示しする。

1. 最終処分場候補地の選定手順等について

本設問においては、選定手全般について市町村の皆様にご意見を伺った。

特に指定廃棄物の発生状況・発生量を評価項目・評価基準とすることについて、明示的にご意見を伺った。

このため、ご意見を(1)指定廃棄物の保管状況・保管量を評価項目・評価基準とすることについて、(2)選定手順等に関するその他の意見、に分類して整理することとした。

(1) 指定廃棄物の保管状況・保管量を評価項目・評価基準とすることについて

市町村のご意見を、A肯定的な意見、B否定的な意見、C中立・その他 に分類して整理した。

同一市町村から複数の趣旨の意見が提出されていることもあるため、「内容」に記載した市町村数の合計と「市町村数」が合わない場合もある

| 分類 | 市町村数 | 内容 |
|-----------------|------|---|
| A 肯定的な 意見 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定廃棄物が発生していない市町村に最終処分場等を設置することは、地元住民の理解が得られない。(4市町村) ・運搬・保管等の効率性、輸送リスク等の観点から止むを得ない。(3市町村) ・「安全等の確保に関する事項」「地域特性に配慮した事項」を優先して選定を進め、最終的な候補地を選定する段階で考慮すれば住民等の理解が得られやすいのではないかと。 ・最終的な判断の一つの選択肢になる。 ・運搬時の安全性等の観点から有効。ただし、安全が担保されて初めて有効になる項目。 ・評価項目・評価基準とすることが妥当。 ・発生量が多い地域が、候補地として評価が高くなることはやむを得ない。 ・評価のウェイトを下げつつ、判断材料の一つとしてもいいのではないかと。 |

| 分類 | 市町村数 | 内容 |
|--|-----------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・客観評価として、発生量・保有量も無視できず、必要な項目・評価基準であると思われるが、改めて市町村会議で一定の議論を行い、評価項目とするかどうか意見集約することが望ましい。 |
| <p style="text-align: center;">B 否定的な 意見</p> | <p>16</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・指定廃棄物が多く発生している地域は、原発事故の被害者である。（6市町村） ・地元関係者の理解を得られやすい場所を選定するための評価項目・評価基準としてはふさわしくない。 ・単に指定廃棄物の有無や量の多少が直接評価の対象になることは、自治体にとって非常に厳しい。 ・農業を基幹産業としている自治体は、稲わら等が指定廃棄物等になり、それが評価されることは理解が得られない。 ・最終処分場としての「適地」と「発生量」は相いれない。 ・「安心等」の考えにはあたらず、被災者の負担を考えると除外すべき。 ・指定廃棄物がある市町村に最初から重しをつけるということになる。 ・指定廃棄物が多く発生したことにより、最終処分場候補地に選定されてしまうような誤解を招くことになりかねない。 ・他の項目はいいが、発生状況を評価項目にする理由が見当たらない。また、該当する市町村が特定されかねない。 ・指定廃棄物の発生量が正確に把握されているのか疑問。（2市町村） ・各自治体の理解が得られない。ただし、各市町村の指定廃棄物の発生状況は把握すべき。 |
| <p style="text-align: center;">C 中立・ その他</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・輸送に係る安全性やコストの観点の設定要因であると推察。今後、有識者会議、第4回以降の市町村長会議でさらに議論を深めていくべき。 ・発生状況・発生量を評価項目・評価基準とする考えも一理あるが、安全等の確保に関する事項に基づき公有林等から選定するのが望ましい。（2市町村） |

(2) 選定手順等に関するその他の意見

設問 1 における、選定手順に関するご意見を本項で整理するとともに、設問 3 における選定手順に関するご意見も、本項において整理した。

| | |
|------------------------------------|---|
| 選定手順・評価 項目案・評価基 準案の決定 | <ul style="list-style-type: none">・候補地選定の理由が後付けとならないよう、先に具体的な評価方法を示すべき。 |
| 安全等が確保 できる地域の 抽出 | <ul style="list-style-type: none">・具体的な位置図を作成して説明すべき。 |
| 地域特性に配 慮すべき事項 を尊重した地 域を抽出 | <ul style="list-style-type: none">・本項目は、候補地選定前に検討すべき。・各市町村の土地利用計画を考慮すべき。・県立自然公園を除外していただきたい。・観光統計概要による入込客数を 50 万人とする理由が不明。また、入込数だけでなく、周遊する人の流れなども考慮すべき。・過去の経緯から、環境問題に敏感な地区は除外すべき。・どのような手順で進めていくのか具体かつ丁寧に説明していただきたい。 |
| 必要面積を確 保した土地の 抽出 | <ul style="list-style-type: none">・最終処分場等の基本的内容(敷地面積、施設規模)の提示が必要。 |
| 安心等の地域 の理解が得ら れやすい土地 の選定 | <ul style="list-style-type: none">・具体的な位置図を作成して説明すべき。・今後、国がどのような評価方式を採用し、どのように絞り込みをするかについて、説明していただきたい。・「安心等の地域の理解が得られやすい土地」という表現に疑問。・重み付けの項目や理由について客観的な判断が困難であることから、「重み付け方式」は行うべきではない。・生活空間との近接、水源との近接等も考慮されており概ね理解。 |

| | |
|----------------------|---|
| <p>水源・生活空間との近接状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・水源地となっているダム及び上水道取水施設の上流地域は除外していただきたい。（2市町村） ・水道水に関しては、距離の判断では理解が得られない。 ・農業の取水口からの距離については、影響を受けないくらいの距離と、取水施設の灌漑面積を考慮していただきたい。 ・排水がない施設なので問題ない考えであるのに、水源を評価に加えるのは矛盾している。 ・取水口だけでなく、水源涵養としての森林区域、湧水、沢水との距離も考慮すべき。 ・水源や生活空間との近接状況の評価指標が少ない。産業、経済活動施設なども評価指標とすべき。 ・生活空間について、交通（高速道路、鉄道）についても思慮が必要。 |
| <p>指定廃棄物保管量の割り戻し</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国としての考え方を説明してほしい。 ・それぞれの地域の実情を十分踏まえていただきたい。 |

2. 各市町村からの意見とその対応の方向性について

第3回の宮城県市町村長会議の資料2でお示した、前回の市町村長会議でいただいたご意見への対応の方向性について、市町村の皆様にご意見を伺った。

特に、第3回の宮城県市町村長会議の資料2、P.5にお示した候補地の提示方法～について、会議当日に知事から提案があった、以下の案について、明示的にご意見を伺った。

市町村長会議において環境省がお示した候補地の提示方法と、それに対する村井知事の提案は以下のとおり。

【環境省案】

安全・地域特性等の観点から候補地となり得るエリアを抽出

の結果について市町村長会議及び有識者会議で報告。以降のスケジュールについて説明

----- 以下は非公開のプロセス-----

選定手順に基づく候補地の抽出

候補地に対する詳細調査の実施

有識者による候補地の評価

----- 以下は公開のプロセス-----

最終候補地を市町村長会議に提示

【知事案】

環境省案のまず及び～の手順までを実施した後で、改めて以降の手順について検討する

これを受け、本項では大きく以下の2点に分けて整理した。

(1) 候補地の選定手順に係る知事案への市町村のご意見

(2) 環境省の考え方に関するその他のご意見

(1) 候補地の選定手順に係る知事案への市町村のご意見

以下のA～Dにご意見を分類し、整理した。

A ～ のプロセスを全て公開

B は公開、～ は非公開、 は公開（環境省案）

C は公開したうえで、改めて以降は検討（知事案）

D その他の意見

同一市町村から複数の趣旨の意見が提出されていることもあり、「内容」に記載した市町村数の合計と「市町村数」が合わない場合もある

| 分類 | 市町村数 | 内容 |
|---------------------------|------|---|
| A 全て公開 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ で突然候補地となった場合、市町村の住民の理解が得られない。 ・ 非公開で行うと、特定の候補地ありきと考えられてしまうので、客観的な指標に基づいて公開で進めるべき。 ・ 有識者会議と市町村長会議でキャッチボールしながら、以降も市町村長に報告し、協議しながら進めるべき。 ・ 詳細調査が非公開で、市町村長が知らないところで行われる場合、市民・県民の理解を得にくいため、全て公開で行うべき。 ・ 詳細調査を自治体、住民が知らないまま実施できるのか疑問。 ・ 住民に周知し、時間をかけて説明する意味ですべて公開すべき。 ・ 詳細調査を行う時点で、地域の特殊事情について事前に説明する機会を設けてほしい。 |
| B ～ は 非公開 (環境省案) | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には環境省案でいいが、住民に気づかれずに詳細調査を実施することは難しい。住民に説明を求められることもある。(2市町村) ・ 選定された候補地の首長に対する内々のヒアリングや協議が必要。(2市町村) ・ 公開すると市町村間に摩擦やしこりが生じるため、やむを得ない。 ・ この手順で進めざるを得ないが、最終候補地における選定の経過は公開してほしい。 |
| C 以降は 再検討 (知事案) | 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事案を支持。(9市町村) ・ 詳細調査について、自治体、住民に知られないまま実施できるのか疑問。(3市町村) ・ 非公開で行うことが反対運動のきっかけとなる。 ・ 詳細調査を非公開とした場合、住民の理解が得られない。 ・ のプロセス等について一般への公表も必要。 ・ 現地調査に入る場合、地元で不信感を持たれないよう各段階での公表が必要。 ・ 候補地提示は、丁寧かつ慎重であることを前提に、でき |

| 分類 | 市町村数 | 内容 |
|----------|------|---|
| | | <p>るだけ早期であることが望ましく、知事案が妥当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ の段階で市町村長の意見を聞いて検討することが望ましい。 ・ 慎重に進行する知事提案に賛成。 ・ 知事案に異議はないが、 は候補地となり得ない箇所の抽出とすべき。 ・ 環境省は労を惜しまず、だれもが納得できる理由及びプロセスで候補地を選定してほしい。 ・ 詳細調査を非公開で行うことは現実的ではない。 ・ は抽出されるエリアが（例えば、県南地域と言うような）広いエリアとならないこと。 ・ において、報道機関による憶測報道に注意が必要。 |
| D その他 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省案を提示するに至った理由等の説明が十分ではないため、具体的に説明をいただきたい。 ・ 非公開で 現地調査を実施することが可能なのか説明をいただきたい。 ・ 手順の適否について、アンケートの集計結果だけでなく会議での十分な協議をお願いしたい。 ・ 詳細調査の段階で市町村への事前説明が必要。 ・ まず発生量の実態把握に努めた上で、処分場の必要規模を確定させるべき。 ・ 5～10箇所程度の候補地が選定された段階で当該市町村へ伝達し、意見聴取の機会を設けるべき。 ・ 住民に対して十分な説明を行うためにも、基本となる情報の公開を進め、国、県、市町村の共通理解が必要。 ・ ある程度絞り込んだ段階で市町村長会議に提示し、風評被害対策や地域振興策を示しながら選定すべき。 |

(2) 環境省の考え方に関するその他のご意見

設問2において回答があった、環境省の考え方に関するその他のご意見について本項で整理するとともに、設問3の回答における地域振興策に対するご意見も本項で分類して整理した。

| | |
|------------------------------|---|
| <p>選定手順・評価項目案・評価基準案の決定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記事項について国が具体的な方策を検討し、市町村長会議での議論を踏まえて、候補地の提示方法や時期などについて決定すべき。 ・ 評価基準の詳細及び決定予定内容、評価項目間の重み付け ・ 候補地となり得るエリアは何処か ・ 除外エリアは何処か ・ 地域特性に配慮すべき事項 ・ 県内1箇所設置について ・ 候補地提示の方法(1箇所か複数か) ・ 候補地提示前に地域振興策を示すこと |
| <p>安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ の候補地抽出においては、まず ×で5カ所程度に絞り込み、さらに総合評価で最終的な候補地を決定する。 |
| <p>条例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体の条例の目的及び趣旨は最大限に尊重されるべき。条例を「地域特有の要件」に含めるかについて、慎重に検討・議論が必要。 ・ 水を一切排出しない遮断型構造の施設なので水源保護条例は全く考慮しない、ということでは住民の理解が得られない。 |
| <p>地域振興策</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府として地域振興策に取り組む姿勢を表明してほしい。 ・ 地域振興策を明確に示すべき。(2市町村) ・ 候補地をある程度絞込んだ段階で地域振興策を提示することにより、県内全体として候補地への地域振興策等の対応が図られる。 |

3. その他の意見・質問等

その他のご意見等を下記のとおり分類して整理した。

| | |
|-------------------|--|
| <p>基本的事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置き場も設置できない市町村が多くある中で、最終処分場を設置することは困難ではないか。 ・いずれかの県において最終処分場の設置が不可能の場合、その他の県においても最終処分場の設置を行わないとのことだが、その場合の対応策についても検討すべき。 ・住民合意に至るまでのプロセスを、国が全責任を持って行うことを一貫していただき、迅速に検討を進めていただきたい。 ・市町村が最終処分場の設置に係る条例を作る際の理由づけができるよう、最後まで国の責任において候補地の選定を行うべき。 ・候補地に選定された首長は、対住民、対議会への対応を考えた場合、相当の覚悟が必要と思われる。慎重に進めていただくようお願いする。(2市町村) ・指定廃棄物の保管期限が迫っており、周辺住民に対する期限延長の申し入れすら困難である。国県の責任のもと保管から処分までの明確な道筋を立て、市町村及び地域住民に対し誠意のある説明を望む。 |
| <p>指定廃棄物以外の処理</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・住民の理解が得られず、指定廃棄物に該当しない側溝の土砂を側溝より上げることができない。指定廃棄物同様の処分ができるようお願いする。 ・処理の目途が立たない汚染牧草の処理方法として、広域事務組合のごみ焼却炉で一般廃棄物との混焼が望ましいと考える。その実現のために農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業の枠で国県一体のバックアップがほしい。 ・8,000 Bq/kg以下の廃棄物について、市町村間による対応の相違が出ないように、統一した処理基準と処理方法を具体的に示すよう要望する。 |
| <p>住民の理解促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・住民の放射能への不安を無くす工夫をしてほしい。例えば、放射能の見える化、最終処分施設の実証試験結果等の提示など。 |
| <p>会議運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・会議目的達成のため、県内自治体で何を共通理解としたかが明らかとなるような会議運営を図っていただきたい。 ・限られた時間内で審議するため、重要度の高い項目に絞って議論する等、一定の整理をお願いしたい。 ・説明資料は重複が多くわかりにくい。 ・主要な会議資料は事前配付すること。有識者会議の議事録も同様。(2市町村) |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・5県の進捗状況について随時情報提供をしてほしい。 ・エネルギー政策全体に係る放射性廃棄物の最終処分についても行程を示していただくよう要望する。 |

栃木県市町村からの追加意見の概要

5月27日に開催された栃木県の第2回市町村長会議の後に、全市町村長に対して追加の意見を伺い、7月8日時点で提出された意見を集約したもの。今後、追加的に市町村から提出される意見があれば次回以降の会議でお示しする。

1. 基本的事項

- 原発政策を推進してきた国や、排出者である東電の責任のもとで進めるべき。
- 福島での避難生活者について、「帰還しようとしている地域」と「今後も帰還が困難であろう地域」は分けて考え、後者に対しては、国が土地を買い上げて生活再建の道しるべを示すとともに、その土地で指定廃棄物の処分を推進する選択肢を提案できるよう、避難者の話を聞くことが必要。なお、知事から提案のあった福島の自治体との交渉は国の責任で進めていくべき。
- 現在の基本方針が、どのような経緯で閣議決定されたのか説明すべき。その上で最終処分場候補地選定に係る現状を鑑み、基本方針を検証し、原因者責任の原則での処分など、地域の意見を十分に配慮し、基本方針の見直しの議論を進めるべき。
- 指定廃棄物が発生した都道府県の県内1か所で処分するとした経緯と理由を、市町村長にはっきりと説明することが必要。(3市町村)
- 指定廃棄物は、原因者責任の原則で処理すべきだが、県民の安全と安心を一刻も早く確保するため、県内の最終処分場設置も選択肢の一つ。ただし、「基本方針」の決定に至る経過は国の説明不足であり、今後、国が丁寧に順序立てた説明をしていかない限り、理解は得られない。

2. 施設の安全性について

- 環境省により、指定廃棄物最終処分場の科学的根拠に基づく条件、安全性、選定経過等について、市町村単位で説明会を開催すべき。
- 今回の見直しで前回の地形勾配が10%ないし15%以下としていたものを30%までに数字を引き上げたが、30%となるとほとんどの土地が対象となり、かなり傾斜が厳しい所も候補地となる。傾斜がきつければそれだけ崖崩落等の災害リスクが大きくなる。また、通常傾斜地には農業用水や飲料水となる水源地があり、その裾野には集落が広がり多くの生活が営まれている。台風や地震などにより保管施設が被災した場合は甚大な被害が発生することが容易に考えられる。このような不測の事態を防止するために

も、土地の傾斜については従前どおり 10% から 15% 以下とすべき。

- 指定廃棄物処分場については、大多数の人は「放射能に汚染された廃棄物の保管施設ができる。」という認識。国はあらゆる広報媒体を通じて、指定廃棄物処分場の安全性を P R し、このまま放置するより当該施設に保管したほうが、はるかに安全であるという理解を得てから、候補地の選定を進めるべき。

3 . 選定手順・評価項目・評価基準について

- 指定廃棄物の最終処分場候補地の選定手順については、原則的にやむを得ないものと理解。しかし、国は、地域住民の理解を得るまで、責任をもって最後まで前面に立ち、対応すべき。
- 最終処分場の候補地を選定するにあたり、地元の理解を得ることは当然であるが、貴重な自然環境や生活空間との近接状況は元より、特に、水源に対する影響については、特段の配慮が必要。
- 当町は、県からの要請で指定廃棄物を一時保管しているが、当該指定廃棄物は、広域処理で発生した物であるため、各市町に割戻すのも一つの方法。
- 指定廃棄物の発生状況の評価は、選定にあたって大きな影響を及ぼし、候補地を狭めることになる。指定廃棄物を抱える自治体や住民も被害であることを考えれば、原因者責任で処理・処分すべきとの入口論に戻るようになる。指定廃棄物の発生状況の評価項目とすることについては、自治体の意見を再度確認し、検討すべき。
- 指定廃棄物を保管している市町は、行政と町民、事業者が一体となって風評被害等の払拭に努力し、その成果が徐々に表れつつある。選定基準に指定廃棄物の発生量を含めることは、再度風評被害にさらされ、町民、事業者の今までの努力を水泡に帰すことになるため、指定廃棄物の発生量基準は廃止すべき。

4 . 風評被害・地域振興策

- 風評被害の未然防止策でなく、今現実にある風評被害の対策を示すことが必要。国は今現実に行き詰っている風評被害の対策を示し、解決していかなければ、候補地選定は進まない。

5 . 今後の進め方

- 候補地選定の手順説明は、県内全市町の首長が県内に指定廃棄物最終処分場を設置することの同意を得た後にすべき。
- 国が責任を持つという覚悟が見受けられないため、入口論に終始。国がリーダーシップを発揮しなければ議論は進まない。

6 . その他

- 今後、除染が進めば、8,000Bq/kg 超の土壌・廃棄物が相当量発生すると思われるため、指定廃棄物最終処分場計画値の見直しが必要。
- 指定廃棄物の保管方法について、風水害にも耐えられる比較的長期の保管に適した、より安全性を高めた一時保管方法への見直しが必要。
- 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理についても、国が主体性を持って取り組むことができるような立法措置をとるなどして、処理を促進することが必要。
- 8,000Bq/kg 以下の焼却灰の引き受けが可能な事業者を国の責任において斡旋・指導すべき。（2市町村）
- 指定廃棄物の最終処分は、国民全体で議論しての合意形成には相当の時間が必要。一方、指定廃棄物の保管状況も早急に改善する必要があるため、放射能を帯びた廃棄物は、国が暫定保管施設を設置し、暫定的に地上で保管し、その上で、国は新たな減容化技術の研究を加速させ、国等による減容化の上、放射性物質のみを最終処分する手法を選択肢とすべき。
- 民間施設に保管されている指定廃棄物は、不安定な保管状態で十分な安全性が保たれているとは言えないものもあり、風雨やコンテナの劣化等を考慮した安全対策を進めることが必要。指定廃棄物の最終処分場候補地選定が入口論で進まないのは、福島第一原子力発電所周辺の状況と今後の見通しが全く示されないため。これらの見通しを、過去の事故から判断し、関係する自治体や国民に対し説明を行い、納得した上で今後をどうするかを議論すべき。福島第一原発周辺の住民の帰還は可能なのか、あと何年待てば実現するのか。そうしたことを判断材料にするべき。早急な指定廃棄物の処理が重要であることは間違いないが、未だに仮設住宅等で暮らしている人たちへの対策等を検討することも重要なことではないか。

千葉県市町村からの追加意見の概要

6月3日に開催された千葉県の第2回市町村長会議の後に、全市町村長に対して追加意見を伺い、7月9日時点で提出された意見を集約したもの。今後、追加的に市町村から提出される意見があれば次回以降の会議でお示しする。

【意見の概要】

1. 基本的事項

- 国有地，公有地及び関係原子力事業者の所有地を対象とすべき。
- 1箇所での集約処分ではなく、数箇所分散処分を検討すべき。国は責任をもって前面に立ち、地域住民に対する説明を丁寧に行ってもらいたい。（2市町村）
- 大まかで構わないので、設置までのスケジュールを示して欲しい。最終判断は国が行うべき。市町村長会議の合意などの表現を使うと責任の所在が曖昧になる。会議は意見を述べる場であって、決定機関では無いはず。
- 何をもって市町村長会議での合意があったと考えるか。市町村長会議の場で説明を尽くしても、候補地として提示された市町村住民にとっては唐突である。市町村住民の合意形成方法をいかに考えるか。

2. 施設の安全性

- 搬入車両の通行に係る安全性が確保できる場所に立地すべき。
- 処分場の残置森林の幅（計画10m）を広げ、十分な緩衝帯を計画すべき。
- 液状化地域は、搬入路やその周辺の復旧に時間がかかること、液状化発生後、点検で安全が確認されるまで、住民の安心感が得られないことから対象地域から除外すべき。
- 処分場の耐用年数前に最終処分場の廃止を想定できないのであれば、第2監視期間中も点検廊を利用できる構造とし、長期にわたって点検すべき。

3. 選定手順・評価基準・評価方法

- 地域特有の自然災害が発生する地域を候補地から除外すべき。
- 市町村が独自に定めている自然環境保全指針等を尊重すべき。特に、代替性や補完性に乏しい貴重な自然環境は、候補地から除外すべき。
- 自然環境だけでなく主要なまちづくり計画や法令等に規定がある土地（合併時に作成した新市建設計画，地域防災計画，都市計画法の市街化区域・都市マスタープラン，市街地開発事業など）は、候補地から除外すべき。

- 「植生自然度」の10段階の指標では、農耕地や市街地が優先されるかのような印象があり、誤解を招く恐れがある。
- 「水源との近接状況」は、除外項目とすべき。除外して検討すべき。また、取水口との距離ではなく、その上流域も含めるべき。(3市町村)
- 取水場だけを水源とするのではなく、付近の流域や地下水脈等を考慮して水源の定義を考えるべき。
- 市内の国有林等の山間地域には、多くの未給水地域があり、地元住民により簡易水道施設を設置し、管理等が行われている。そのため、公営水道のような管理体制が整っているとは言い難く、万一汚染された場合、長期間にわたり汚染の実態が把握できない状況にある。このため、水源については、地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域とすべき。
- 「水源との近接状況」について処分場と取水口との距離により評価することとしているが、単に距離による評価だけは安心や理解を得ることは困難。
- 最終処分場候補地は水道(表流水、地下水)及び農業用水の水源地は除外することとする意見に対し、水源に影響を及ぼさないよう配慮する。施設から一切排出しない遮断型構造であり、水源に影響を与えることはない。安全を担保する観点から、モニタリングを徹底するとしている。しかし、福島原発でも想定外の事故が発生している状況の中、最終処分場でも想定外のことが起きた場合の対処法の検討はしているか。漏れた場合の人体への影響が生じる濃度はどの位か。
- 想定外の事情の発生を考慮すると、水源地までの距離を安全が保てる範囲として500m(取水口との距離)という距離は短すぎ(安全性)はしないか。
- 「生活空間との近接状況」, 「水源との近接状況」を重視すべき。なお, 生活空間の規模も評価の対象としうる。
- 「生活空間との近接状況」について、「住居のある集落(複数の住居から構成)と候補地の距離で評価」とあるが、複数(住居の数)や候補地との距離について、具体的な基準を示すべき。
- 廃棄物処理施設が既に立地している地域は候補地から除外すべき。理由は、住民感情への配慮、問題が発生した場合の原因究明の困難さ。
- 「安心等の評価項目・評価基準」については、項目間での重み付けを実施すべき(特に、指定廃棄物の排出量に応じた重み付け)。
- 「指定廃棄物の発生状況」を最も高い重み付けにすべき。
- 「指定廃棄物の発生状況」について発生量が多い市町村ほど候補地に適しているという解釈でよいか。
- 住民の安全・安心・理解の得やすさと指定廃棄物の発生状況の関連性が不明瞭。
- 指定廃棄物の量や放射能濃度は、汚染された草木枝葉等の処理の方法や

時期により異なる上、今後も継続的に発生するため、比較・評価は難しい。また、産業廃棄物由来の指定廃棄物は、原因となる廃棄物の発生地を特定することも受益地域に割り戻すことも難しい。合理的・公平な評価は困難。

- 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定されている農業振興地域の農用地及び農用地周辺を除外すべき。
- 地域特性に配慮すべき事項として、関係自治体で観光振興による地域活性化に取り組んでいる。観光・自然環境を資源とする施策が予定されている区域を除外すべき。
- 観光産業や農林水産業への影響についても評価項目として重要視すべき。

4．風評被害・地域振興対策

- 候補地は、事前に、支援や振興、補償に関する施策の概要を明示するとともに、選定プロセスについて概ね合意を得て一か所提示すべき。

5．今後の進め方

- 会議は、市町村長ができるだけ出席できるよう日時の設定にご配慮願いたい。
- 事務局で市町村長会議の議事録を作成し、全自治体に確認を取るべき。

6．その他

- 最終処分場候補地の決定については、地元議会や住民の意向が反映されるようなプロセスにすべき。
- 本件は、非常に慎重な議論を要する案件であり、非公開会議を設けるなど、発言者の環境を整え、建設的な意見が出るようにする必要があるのではないか。
- 指定廃棄物に土等を混ぜる（廃棄物どうしの混合も含む）ことにより、放射線含有量を下げ、処理しやすくすることはできないか。
- 指定廃棄物とはならない4,000 から 8,000 Bq/kg までの廃棄物についても、国が責任を持って処分場の確保をするよう要望する。
- 最終処分場の候補地箇所数について、第1～2回の市町村長会議での国の考えは1箇所と定めているが、市町村長会議の意見を踏まえ今後複数箇所に変更する考えはあるか。

茨城県市町村からの追加意見の概要

6月27日に開催された茨城県の第2回市町村長会議の後に、全市町村に対して追加意見等を伺い、7月9日時点で提出された意見等を集約したもの。今後、追加的に市町村から提出される意見があれば次回以降の会議でお示しする。

【意見の概要】

1. 基本的事項

- 茨城県内に決めるのであれば、地元市町村の同意がなければ事業を進めることができないことを明記すべきである。
- 指定廃棄物の候補地については、県内一ヶ所とする考えに拘る必要はない。
- 県内複数個所での現状保管をも考慮し、国が統一した保管方法を示し、その個別対策について、国・県で具体的に措置すべき。
- 放射性物質に汚染された廃棄物を分散させないためにも、国の「基本方針」を見直し、国内1ヶ所に集約し管理すること。
- 福島原発周辺において、本当に帰還できるのかを明確にする。
- 福島県が指定廃棄物の受け入れを極めて厳しい状況とすることは当然であるが、国が責任を持って十分な補償を行い、国内1ヶ所に集約すべきである。
- 国は現実を直視して、この会議を開いていただきたい。

2. 選定手順・評価項目・評価基準について

- 取水される水は、その河川の上流からの流水であり、取水口から上流の源流まで含めた流域を影響範囲と捉えるべきであって、下流部にある取水口からの距離を安全面を考慮した指標として評価するのは適切ではない。
- 対象地が多数となった場合に、×評価方式により絞り込むとしているが、○の項目が多数であっても、×の項目が一つでもあれば除外されるのか。